



TCA ニュース

= 1997年9月発行 = 【No. 112】

発行 東京サイクリング協会 広報委員会

〒104 東京都中央区銀座7-15-11 ☎・FAX 03-3541-6540

サイクリストの五楽 ①輪楽・自転車を楽しみ ②行楽・旅を楽しみ ③道楽・道を楽しみ ④友楽・友を楽しみ ⑤遊楽・遊びを楽しむ

JCA 3級インストラクター養成講習会のお知らせ

：指導部

‘97年度の東京サイクリング協会JCA 3級インストラクター養成講習会を下記の要領で開催致します。

{ 講習要項 }

- (1) 主催 東京サイクリング協会 検定委員会
- (2) 受講資格 20歳以上の協会員でサイクリングの経験があり、これからサイクリングの普及・指導に携わる意志のある方。
- (3) 受講料 3,000円(資料代、郵送料、会場費、昼食代、他)
- (4) 受講定員 30名
- (5) 申込方法 協会事務局・中村(下記)まで受講料を添えて申し込む事。
現金書留、郵便振込可。申込み締め切り11月17日
中村洋一郎 〒104 東京都中央区銀座7-15-11 ・FAX03-3541-6540
郵便振込=口座番号 00100-9-190048東京サイクリング協会
折り返し、正規の申請書(受講当日持参)・テキストを郵送します。
- (6) 講習日 11月23日(日)
- (7) 講習会場 労働スクエア東京ワーカーズサポートセンター(旧東京都勤労福祉会館)
=中央区新富1-13-14 03-3552-9193
及び周辺(実走コース)
- (8) 集合 午前9時 労働スクエア東京ワーカーズサポートセンター集合
- (9) 持参する物 自転車・会員証・筆記具・携帯工具・その他
- (10) 講習内容 * 定置チェック(自転車の点検・整備・服装・持ち物等)
* 学科講習(JCAの要項に基づくカリキュラム、協会の組織と活動、指導者の心掛け、その他)
* 筆記試験(インストラクターとしての基本的な知論・実技に加え、意欲・人間性を常識的な面でチェック)
* 走行チェック(走り方、地図の読方、安全配慮、コースリード方法、他)
午後からの実走コースは当日発表します。
- (11) 終了予定 午後4時00分頃
- (12) その他 * 雨天でも実施するので雨具を持参すること。
* 結果は、後日連絡します。
* 合格の後、インストラクター証発行のために教写真(2.5cm×2.5cm)1枚と、登録料(3,000円)が必要となりますのでご承知下さい。
* 7月号(No.111)でお知らせした日程が、諸般の事情により、一日前に変更になりましたのでご注意下さい。

EVENT

東京いいところ 自転車散歩 《東京再発見！！》

第33回は、佐近光三氏コレクションと地図の基準

今回は、いつもとは異なった企画となりました。

昨年10月31日に他界された T C A 前会長佐近光三氏の一周忌を前に、故人を偲んで走ろうと思います。墓参して、氏のコレクションの自転車関係のネクタイを展示してある自転車文化センターへ行こうと思います。墓参の手桶代わりに、ボトルをお持ちの方は持参下さい。

氏と面識の無かった方も参加してみることで氏の功績に関心を持って下さい。

又、距離が短いのでサブテーマとして「地図の基準」を選びました。サイクリストの必需品、マップを考えましょう。また、昼食は遅めとなりますが各自お仲間を選んで会食して下さい。

集合日時：10月12日(日)10時 (雨天中止)

集合場所：パレスサイクリング貸出受付テント前(二重橋前警備派出所裏)

出 発：10時15分

コ ー ス：コース 約9 km

パレスサイクリング受付前	日本水準原点(国会前庭洋式庭園)	并能忠敬
顕彰碑(芝公園)	佐近家墓所(三田嘗光寺=浄土真宗本願寺派)	日本経緯
度原点・三角点(麻布台)	自転車文化センター(虎ノ門)	

解散予定：12時40分頃 自転車文化センター

担 当：中村洋一郎(事務局) 03-3541-6540

問合わせ：協会事務局 03-3541-6540

フリーランは、自由参加です。但し、途中で離脱する時は仲間やコース担当者に声をかけて下さい。サイクリング中は事故、怪我等に十分注意して各自の責任において走って下さい。

自転車による交通違反の罰則を知っていますか！？

副会長：加藤元彦

近頃は自動車の交通違反の罰則が強化されたせいか、ほとんどのドライバーが交通違反の罰則や点数を知っているようです。

しかし、自転車の交通違反の罰則については、罰則があることさえ知らない人がいるのです。それで、ここでは主な交通違反とその罰則についてお知らせします。

- * 酒酔い運転(走行) 2年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- * 信号無視 3月以下の懲役、又は5万円以下の罰金
- * 夜間無灯火走行 5万円以下の罰金

(尾灯又は反射器材を備えていないものも含む)

- * 二人乗り 2万円以下の罰金又は科料

- * 並進走行(標識により並進可の場合を除く) . . . 2万円以下の罰金

ご覧の通り、自転車には自動車のように反則金制度もなく、思っていたより刑罰は重いのです。

自転車は軽車両です。しかも乗り手がエンジンや電気・ブレーキなど運転走行に必要なシステム一切の働きに責任をもたねばならない車両なのです。

罰則が重いから“違反しないようにしよう”では無く、自分も他人の安全を第一にする意味から交通規則は必ず守りましょう。

(この資料はT C A相談役の市川博保さんに頂きました。)